

桑名市告示第145号

桑名市介護保険特別給付訪問理美容サービス費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市介護保険特別給付訪問理美容サービス費支給要綱の一部を改正する告示

桑名市介護保険特別給付訪問理美容サービス費支給要綱（平成27年桑名市告示第154号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削り、「家族」を「介護者」に改める。

第2条中「支給の」を「支給」に、「に基づく」を「第19条第1項の規定による」に改め、「受けている者」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホームへ入所した者
- (2) 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を利用した者
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に入居した者
- (4) 高齢者等が共同で生活する形態の施設に入居した者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく共同生活援助又は施設入所支援を受けた者
- (6) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護を15日以上利用する者
- (7) 病院又は診療所に入院した者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (9) 法第66条に規定する保険料滞納者に係る支払方法の変更、法第67条に規定する保険給付の支払の一時差止め、法第68条に規定する医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止め及び法第69条に規定する保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例（以下これらを総称して「給付制限」という。）の対象である者

第3条中「2,500円」を「3,000円」に改める。

第4条第3項中「し、支給の必要がないと認めた者には桑名市介護保険特別給付訪問理美容サービス費支給却下通知書（様式第3号）により通知」を削る。

第6条中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とする。

第8条の見出し中「登録事業者から」を「サービス費」に改める。

第9条の見出し中「登録事業者へ」を「サービス費」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

桑名市介護保険特別給付
訪問理美容サービス利用券

利用者住所	桑名市
氏名	
生年月日	明・大・昭 年 月 日生
有効期限	年 月 日
実施年月日	年 月 日
利用者負担金	2,500円
実施 理美容所	住所
	名称
	氏名

桑 名 市 長

(訪問理美容サービス利用券綴表紙)

(表)

桑名市介護保険特別給付
訪問理美容サービス利用券綴

交付番号	第 号		
住所	桑名市		
氏名			
生年月日		性別	

※裏面の注意事項をよくお読みください。

(裏)

利用上の注意
<p>○利用券は、本人のみ有効です。</p> <p>○利用券は、再発行いたしません。</p> <p>○利用券に記載されている有効期限内にご利用ください。</p> <p>○利用者負担金は、直接理美容店にお支払いください。</p> <p>○使用する際は、登録理美容店にお申し込みください。</p> <p>○理美容を受ける際には、必ず介護者が付き添っていただき、利用券を理美容店にお渡しください。</p> <p>○介護認定が、要介護4・要介護5以外に変更になった場合、入院又は施設入所、ショートステイや介護施設等への宿泊を月間15日以上利用される場合、桑名市から転出された等対象外になられた場合は利用できませんので、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。</p>
<p>お問い合わせ先 桑名市役所</p>

様式第3号を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。